

那 霸 市 公 報

第 1 5 1 9 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

規 則

那 霸 市 臨 時 職 員 の 身 分 取 扱 い に 関 す る 規 則 の 特 例 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (人 事 課)	1196
--	------

告 示

個 人 情 報 目 的 外 利 用 等 届 出 書 の 公 表 に つ い て (総 務 課)	1197
個 人 情 報 目 的 外 利 用 等 届 出 書 の 公 表 に つ い て (総 務 課)	1200
平 成 2 2 年 (2 0 1 0 年) 2 月 那 霸 市 議 会 臨 時 会 の 招 集 に つ い て (総 務 課)	1202
那 霸 市 非 常 勤 職 員 要 綱 の 一 部 を 改 正 す る 要 綱 に つ い て (人 事 課)	1203

公 告

那 霸 広 域 都 市 計 画 用 途 地 域 の 変 更 那 霸 広 域 都 市 計 画 防 災 街 区 整 備 地 区 計 画 の 決 定 那 霸 広 域 都 市 計 画 道 路 の 変 更 (都 市 計 画 課)	1204
事 業 認 定 申 請 書 及 び そ の 添 付 書 類 の 縦 覧 に つ い て (文 化 財 課)	1205
那 霸 広 域 都 市 計 画 道 路 事 業 の 事 業 計 画 変 更 認 可 に 係 る 縦 覧 に つ い て (道 路 建 設 課)	1206
平 成 2 2 年 度 那 霸 市 公 共 施 設 等 の 一 般 廃 棄 物 収 集 運 搬 業 務 委 託 の 入 札 の 実 施 に つ い て (管 財 課)	1206

消 防 本 部 告 示

那 霸 市 消 防 本 部 非 常 勤 職 員 要 綱 の 一 部 を 改 正 す る 要 綱 (総 務 課)	1209
---	------

上下水道局規程

那覇市上下水道局長期継続契約を締結することができる契約を定める規程 (総務課)	1212
--	------

上下水道局告示

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について (給排水設備課)	1212
那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について (給排水設備課)	1213
那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の休止について (給排水設備課)	1213

規 則

那霸市規則第1号

平成22年2月1日

那霸市臨時職員の身分取扱いに関する規則の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の特例に関する規則の一部を改正する規則

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の特例に関する規則(平成21年那覇市規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与)</p> <p><u>第3条 臨時職員の給与は、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当とする。</u></p> <p><u>第4条</u> [略]</p> <p>(準用)</p> <p><u>第5条</u> この規則に定めるもののほか、臨時職員の任用、給与、勤務時間その他の身分取扱いについては、那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の規定(第2条第1号から第6号まで、第3条第2項及び第4項、第6条第3項、<u>第8条、第10条並びに第11条の規定を除く。</u>)を準用する。</p>	<p><u>第3条</u> [略]</p> <p>(準用)</p> <p><u>第4条</u> この規則に定めるもののほか、臨時職員の任用、給与、勤務時間その他の身分取扱いについては、那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の規定(第2条第1号から第6号まで、第3条第2項及び第4項、第6条第3項並びに第11条の規定を除く。)を準用する。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

告 示

那霸市告示第 1 4 5 号
平成 2 2 年 1 月 1 3 日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那霸市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那霸市長 翁 長 雄 志

第 10 号様式


個人情報目的外利用等届出書

平成22年 1月 7日

那覇市長 翁長雄志 様

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松本 親
(公 印 省 略)

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出します。

届出担当課	那覇市水道局 総務課 電 話：941-7801(207)
業務の名称	給水契約等に関する業務
利用等の区分	<input type="checkbox"/> 目的外利用 <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成 22年 1月 7日
提供する個人情報 の 内 容	○建物住所：沖縄県那覇市辻  上記に関する下記について 1 契約年月日 2 使用契約名義人 3 料金支払方法 (金融機関名、口座番号、名義人) 4 平成21年1月から同年11月までの使用料金及び料金支払況 5 その他、参考事項
目的外利用等 をする理由	捜査事項 (請求根拠：刑事訴訟法第197条第2項)
新たな利用課 又は提供先	沖縄県警察本部刑事部暴力団対策課 司法警察員 警視 平良 明一
所 管 課	那覇市上下水道局 料金課業務係 電話 098-941-7804 (内) 243

第 10 号様式


個人情報目的外利用等届出書

平成 2 2 年 1 月 7 日

那覇市長 翁長雄志 様

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松本 親
(公 印 省 略)

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出します。

届出担当課	那覇市水道局 総務課 電話：941-7801(207)
業務の名称	給水契約等に関する業務
利用等の区分	<input type="checkbox"/> 目的外利用 <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供
利用又は提供する年月日	平成 22年 1月 7日
提供する個人情報の内容	○建物住所：沖縄県那覇市首里石嶺町  上記に関する下記について 1 契約年月日 2 使用契約名義人 3 料金支払方法 4 平成21年1月から同年11月までの使用料金及び料金支払況 5 その他、参考事項
目的外利用等をする理由	捜査事項 (請求根拠：刑事訴訟法第197条第2項)
新たな利用課又は提供先	沖縄県警察本部刑事部暴力団対策課 司法警察員 警視 平良 明一
所 管 課	那覇市上下水道局 料金課業務係 電話 098-941-7804 (内) 243

那霸市告示第 1 5 8 号
平成 2 2 年 1 月 2 0 日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那霸市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那霸市長 翁 長 雄 志

第 10 号様式


個人情報目的外利用等届出書

平成22年 1月13日

那覇市長 翁長雄志 様

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松本 親
(公 印 省 略)

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出します。

届出担当課	那覇市水道局 総務課 電話：941-7801(207)
業務の名称	給水契約等に関する業務
利用等の区分	<input type="checkbox"/> 目的外利用 <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供
利用又は提供する年月日	平成22年 1月13日
提供する個人情報の内容	○ 使用場所： 沖縄県那覇市識名  上記に関する事1～2について 1. 水道使用者の氏名(名義人)及び住所 2. 水道使用料金にかかる自動引き落とし口座の銀行名、預金の種類、口座番号、預金名義人
目的外利用等をする理由	請求根拠：弁護士法第23条の2に基づく照会 建物収去土地明渡等請求事件(那覇地方裁判所平成21年(ワ)第1635号)の訴状の再送達場所の特定及び強制執行手続きを円滑に進めるため
新たな利用課又は提供先	沖縄弁護士会 会長 玉城 辰彦
所管課	那覇市上下水道局 料金課業務係 電話 098-941-7804(内)243

那霸市告示第159号

平成22年1月22日

掲 示 済

平成22年(2010年)2月那霸市議会臨時会の招集について

平成22年(2010年)2月那霸市議会臨時会を次のように招集する。

那霸市長 翁 長 雄 志

- 1 招集の日 平成22年2月1日(月)
- 2 招集の場所 那霸市議会議場
- 3 付議事件名
 - (1) 那霸市営奥武山体育施設の指定管理者の指定について
 - (2) 専決処分の報告について(工事請負金額の変更)

那覇市告示第161号

平成22年2月1日

那覇市非常勤職員要綱の一部を改正する要綱について

那覇市非常勤職員要綱(昭和57年5月1日市長決裁)の一部を次のように改正する。

那覇市長 翁 長 雄 志

改正前	改正後
<p>(適用除外)</p> <p>第3条 前条第2項に定める非常勤職員については、第5条第3項から第5項まで、第8条から第13条まで及び第15条から第21条までの規定は適用しない。</p> <p>(非常勤職の設置手続)</p> <p>第4条 各部の長は、非常勤職を新たに設置しようとするときは、非常勤職設置等依頼書により企画財務部長に依頼しなければならない。</p> <p>2 企画財務部長は、非常勤職の設置を承認しようとするときは、総務部長に合議の上、非常勤職設置等承認通知書により主管部長に通知するものとする。</p> <p>(他の勤務条件)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>(総務部長への合議)</p> <p>第21条 各部の長は、この要綱の規定に基づき勤務条件、職務の内容等を定める場合は、事前に総務部長に合議しなければならない。変更又は廃止する場合もまた同様とする。</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第3条 前条第2項に定める非常勤職員については、第5条第3項から第5項まで、第8条から第13条まで及び第15条から第20条までの規定は適用しない。</p> <p>(非常勤職の設置及び廃止手続)</p> <p>第4条 各部の長は、非常勤職を新たに設置又は廃止しようとするときは、非常勤職設置等依頼書により企画財務部長に依頼しなければならない。</p> <p>2 企画財務部長は、非常勤職の設置又は廃止を承認しようとするときは、総務部長に合議の上、非常勤職設置等承認通知書により主管部長に通知するものとする。</p> <p>(他の勤務条件)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2 各部の長は、前項の規定に基づきその他の勤務条件及び職務の内容を定める場合は、事前に総務部長及び企画財務部長に合議しなければならない。変更又は廃止する場合もまた同様とする。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄</p>	

中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

公 告

那覇市公告第170号
平成22年1月14日
掲 示 済

那覇広域都市計画用途地域の変更
那覇広域都市計画防災街区整備地区計画の決定
那覇広域都市計画道路の変更

都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定及び同法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を決定及び変更したいので、同法第17条第1項の規定及び同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに那覇市に意見書を提出することができます。

那覇市

上記代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

1 都市計画の種類

- (1) 那覇広域都市計画用途地域(那覇ふ頭通堂町地区)
- (2) 那覇広域都市計画防災街区整備地区計画(農連市場地区)
- (3) 那覇広域都市計画道路(3・5・那15号 牧志壺屋線、7・4・那2号 神里原線)

2 都市計画を定める土地の区域

- (1) 那覇広域都市計画用途地域(那覇ふ頭通堂町地区)
那覇市通堂町の一部

- (2) 那覇広域都市計画防災街区整備地区計画 (農連市場地区)
那覇市樋川 2 丁目の一部
- (3) 那覇広域都市計画道路 (3・5・那 1 5 号 牧志壺屋線、7・4・那 2 号
神里原線)
那覇市樋川 2 丁目の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
那覇市都市計画部都市計画課 (新都心銘苅庁舎 5 階)
- 4 都市計画の案の縦覧期間
平成 2 2 年 1 月 1 4 日 (木) から平成 2 2 年 1 月 2 8 日 (木) まで
(午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで。ただし、土・日は除く。)

那覇市公告第 1 7 6 号
平成 2 2 年 1 月 1 5 日
掲 示 済

事業認定申請書及びその添付書類の縦覧について

土地収用法第 2 4 条第 1 項の規定により沖縄県知事から事業認定申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定によりこれを公衆の縦覧に供するため次のとおり公告する。

なお、事業の認定について利害関係を有する者は、同法第 2 3 条の規定により、縦覧期間内に限り沖縄県知事に土地収用法施行規則第 4 条の規定に従って公聴会開催請求書を提出することができ、また、同法第 2 5 条の規定により縦覧期間内に限り沖縄県知事に意見書を提出することができます。

那覇市長 翁 長 雄 志

- | | |
|----------|--------------------------|
| 1 起業者の名称 | 那覇市 |
| 2 事業の種類 | 山下町第一洞穴遺跡整備事業 |
| 3 起業地 | |
| ア 収用の部分 | 沖縄県那覇市山下町地内 |
| イ 使用の部分 | なし |
| 4 縦覧場所 | 那覇市教育委員会 生涯学習部文化財課 |
| 5 縦覧期間 | 公告の日から平成 2 2 年 2 月 1 日まで |

那覇市公告第 1 7 7 号

平成 2 2 年 1 月 1 8 日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 2 項の規定において準用する同法第 6 2 条第 1 項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第 6 2 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
- (2) 名称 7・7・那 2 0 号 金城西線

2 施行者の名称 那覇市**3 縦覧場所及び縦覧期間**

- (1) 場所 那覇市建設管理部道路建設課
- (2) 期間 平成 2 2 年 1 月 1 8 日～平成 2 3 年 3 月 3 1 日

那覇市公告第 1 9 3 号

平成 2 2 年 2 月 1 日

平成 2 2 年度那覇市公共施設等の一般廃棄物収集運搬業務委託の入札の実施について

地方自治法第 2 3 4 条第 1 項の規定に基づき、一般競争入札により契約を締結するので地方自治法施行令 1 6 7 条の 6 及び那覇市契約規則第 1 3 条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

- (1) 契約案件名 那覇市役所本庁舎等及び銘苅庁舎ごみ処理業務委託他 1 1 件
(予定)
- (2) 履行場所 那覇市直営施設及び那覇市上下水道局庁舎
- (3) 履行内容 各施設の仕様書による

(4) 契約予定日 平成22年4月1日

(5) 履行期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に定める者に該当しないこと。

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日第137号)第7条第1項に基づき那覇市長の許可を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者であること。

3 入札説明会の日時及び場所

(1) 日時 平成22年2月15日(月) 午後1時30分から

(2) 場所 那覇市消防本部 4階 講堂(那覇市銘苅2-3-8)

4 入札の日時及び場所

(1) 日時 平成22年3月23日(火) 午後1時30分から

(2) 場所 那覇市消防本部 4階 講堂(那覇市銘苅2-3-8)

5 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第12条第1項及び那覇市上下水道局契約事務規程第8条第1項第3号に基づき免除する。

6 郵送による入札は認めない。

7 入札参加資格の確認

入札執行前に、入札に参加しようとする者が、市許可業者であることを確認するため、営業許可証の写しを提出する。

8 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 問い合わせ先

那覇市総務部管財課 庁舎管理グループ

〒900-0004 那覇市銘苅2丁目3番1号

電話 098-862-9904

FAX 098-862-9352

消防本部告示

那霸市消防本部告示第1号

平成22年2月1日

那霸市消防本部非常勤職員要綱の一部を改正する要綱を次のとおり定める。

那霸市消防本部消防長 宮 平 智

那覇市消防本部非常勤職員要綱の一部を改正する要綱

那覇市消防本部非常勤職員要綱(平成20年2月28日消防長決裁)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(非常勤職の設置原則)</p> <p>第 2 条 命令及び従属の雇用関係を必要とする職で非常勤のものは非常勤職として設置するものとし、その職種は別表に定めるとおりとする。ただし、雇用関係を必要とせず、単にある業務を任意な方法により完遂すれば足りる業務は、委託契約により処理する。</p> <p>[別表 別記]</p> <p>(非常勤職の設置手続)</p> <p>第 3 条 課の長又は署長(以下「課長等」という。)は、非常勤職を新たに設置しようとするときは、非常勤職設置依頼書(第 1 号様式)により、総務課長に依頼しなければならない。</p> <p>2 総務課長は、非常勤職の設置を承認したときは、非常勤職設置承認通知書(第 2 号様式)により、課長等に通知するものとする。</p> <p>(採用通知)</p> <p>第 6 条 非常勤職員の採用は、非常勤職員採用通知書を交付して行う。</p> <p>(勤務時間及び休憩時間)</p> <p>第 9 条 非常勤職員の勤務時間は、1 日 <u>8 時間</u>(休憩時間は除く。)以内、週 30 時間以内とする。ただし、4 週間を平均し 1 週間の労働時間が 30 時間を超えない範囲内で特定の日において <u>8 時間</u>又は特定の週において 30 時間を超えて勤務させることができる。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(病気休暇等)</p> <p>第 13 条 非常勤職員は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める期間の休</p>	<p>(非常勤職の設置原則)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>[別表 別記]</p> <p>(非常勤職の設置手続)</p> <p>第 3 条 課の長又は署長(以下「課長等」という。)は、非常勤職を新たに設置<u>又は廃止</u>しようとするときは、非常勤職設置依頼書(第 1 号様式)により、総務課長に依頼しなければならない。</p> <p>2 総務課長は、非常勤職の設置<u>又は廃止</u>を承認したときは、非常勤職設置承認通知書(第 2 号様式)により、課長等に通知するものとする。</p> <p>(採用通知)</p> <p>第 6 条 非常勤職員の採用は、非常勤職員採用通知書を交付して行う。</p> <p><u>2 非常勤職員を継続して採用しない場合は、任用期間が満了する 30 日前までに当該職員へその旨を予告するものとする。</u></p> <p>(勤務時間及び休憩時間)</p> <p>第 9 条 非常勤職員の勤務時間は、1 日 <u>7 時間 45 分</u>(休憩時間は除く。)以内、週 30 時間以内とする。ただし、4 週間を平均し 1 週間の労働時間が 30 時間を超えない範囲内で特定の日において <u>7 時間 45 分</u>又は特定の週において 30 時間を超えて勤務させることができる。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(病気休暇等)</p> <p>第 13 条 [略]</p>

<p>暇を受けることができる。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) <u>前2号</u>以外の負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 1週間の勤務日数及び任用期間に応じ5日を超えない範囲内で消防長が別に定める日数</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>(7) 法第68条に該当する場合 <u>3日</u>を超えない範囲内で必要と認められる期間</p> <p>2 [略]</p> <p>(免職)</p> <p>第20条 <u>非常勤職員が、次のいずれかに該当する場合は、その採用期間の途中で</u>あっても免職にすることができる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(総務課長への合議)</p> <p>第23条 <u>課長等は、この要綱の規定に基づき勤務条件、職務の内容等を定める場合は、事前に総務課長に合議しなければならない。変更又は廃止する場合も同様とする。</u></p>	<p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) <u>第1号</u>以外の負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 1週間の勤務日数及び任用期間に応じ5日を超えない範囲内で消防長が別に定める日数</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>(7) 法第68条に該当する場合 <u>その都度</u>必要と認められる期間</p> <p>2 [略]</p> <p>(免職)</p> <p>第20条 <u>消防長は、非常勤職員が次のいずれかに該当する場合は、その任用期間の途中で</u>あっても免職にすることができる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

付 則

- 1 この要綱は、平成22年2月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条別表の規定は、平成21年4月1日から適用する。

[改正前 別記]

[第2条の別表]

非常勤職名	設置課(署)	報酬(円)	勤務及び勤務時間	定数
[略]				
消防本部非常勤事務員	消防本部総務課	日 <u>6,220</u>	[略]	[略]

[改正後 別記]

[第2条の別表]

非常勤職名	設置課(署)	報酬(円)	勤務及び勤務時間	定数
[略]				
消防本部非常勤 事務員	消防本部総務課	日 6,270	[略]	[略]

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第1号
平成22年1月19日
公 布 済

那覇市上下水道局長期継続契約を締結することができる契約を定める規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局長期継続契約を締結することができる契約を定める規程

那覇市上下水道局の長期継続契約については、法令その他別に定めがあるもののほか、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則(平成21年那覇市規則第49号。以下「施行規則」という。)を準用する。この場合において、施行規則の規定中「規則」とあるのは「規程」と、「市長」とあるのは「上下水道事業管理者」と、施行規則第5条中「那覇市契約規則(1971年那覇市規則第13号)第3条第1項本文」とあるのは「那覇市上下水道局契約事務規程(平成17年那覇市水道局規程第1号)第29条第1項本文」と読み替えるものとする。

付 則

この規程は、平成22年2月1日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第34号
平成22年1月15日
掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条2項の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者廃止名簿

登録番号	事業者	事業所の所在地	代表者
97	有限会社光設備	浦添市安波茶 1丁目8番7号	謝花 良光

那覇市上下水道局告示第35号
平成22年1月15日
掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第1項の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事業者	事業所の所在地	代表者	指定年月日
383	前田設備	浦添市安波茶 1丁目4番11号	前田 勲	平成21年 12月15日

那覇市上下水道局告示第36号
平成22年1月15日
掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の休止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条2項の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者休止名簿

登録 番号	事業者	事業所の所在地	代表者
334	(有)大洋ホームサービス	那覇市松川 3丁目15番21号	高江洲 功